

市職員の給与と人事

「地方公務員法第58条の2」および「苫小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について、市民の皆さんに概要をお知らせします。

給与の決定

市職員の給与は、生計費をはじめ、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。これら給与に関する予算は毎年、市議会の審議を経て決定しています。

職員の適正な配置

市職員の定数は、国が示した定数モデルや他市の状況、市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。

③退職職員の再就職状況

市では、部次長相当職以上で退職した者が離職後2年以内に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る）または営利企業の地位に就いた場合には、再就職の状況について公表することとされています。令和3年度については対象者はおりませんでした。

B サービスの状況

令和3年度の服務規律確保の取り組みは次のとおりです。

服務規律確保の取り組み

①コンプライアンスの推進

- ・階層別コンプライアンス研修
- ・コンプライアンスの自己検証 ・ハラスメント対策

②交通事故・違反防止の取り組み

- ・交通安全強化週間（春・夏・秋・冬） ・交通安全研修
- ・交通事故および違反防止に関する情報発信

③綱紀の保持

- ・法令遵守と服務規律の確保に関する通知

サービスの根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。また、職員には、以下のことが求められています。 ●法令などと上司の職務上の命令に従う義務 ●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務 ●政治的行為の制限などに関する規定の遵守

C 勤務時間その他勤務条件の状況

令和4年4月1日現在の一般職の勤務時間、令和3年度の年次有給休暇平均取得日数、育児休業・介護休暇取得者数は次のとおりです。

①一般職員の勤務時間

（令和4年4月1日現在）

月～金曜日	勤務時間	8時45分～17時15分
週38時間45分	休憩時間	12時～12時45分

※本庁勤務の場合。2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振り

※休憩時間は、労働基準法で定められている休憩時間

②年次有給休暇

（令和3年度）

平均取得日数	12.20日
--------	--------

※1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能

③育児休業・介護休暇取得者数

（令和3年度）

区分	育児休業(人)	取得割合(子が生じた職員)	介護休暇(人)
男性	7	13.5%	52
女性	31	100.0%	31
合計	38	45.8%	83

A 任用の状況

職員の定数は「苫小牧市職員定数条例」で定められています。令和4年4月1日現在の職員数は1,778人で、令和3年4月1日と同数となっています。

①職員数

部門	区分	職員数(人)		対前年増減(人)
		令和4年度	令和3年度	
一般行政部門	議会	12 (0)	12	0
	総務	204 (9)	204	0
	税務	67 (1)	67	0
	民生	193 (13)	198	△5
	衛生	91 (7)	89	2
	労働	2 (0)	2	0
	農林水産	5 (1)	4	1
	商工	29 (2)	27	2
	土木	134 (2)	129	5
	小計	737 (35)	732	5
特別行政部門	教育	104 (19)	108	△4
	消防	239 (9)	238	1
	小計	343 (28)	346	△3
公営企業等会計部門	病院	524 (58)	527	△3
	水道	77 (10)	76	1
	下水道	38 (3)	37	1
	その他	59 (1)	60	△1
	小計	698 (72)	700	△2
合計		1,778 (135)	1,778	0

※職員数には、特別職、苫小牧港管理組合派遣職員、非常勤職員は含まない

※()は再任用職員・任期付職員（常勤）で外数

区分	職員数(人)		対前年増減(人)
	令和4年度	令和3年度	
会計年度任用職員(常勤)	36	42	△6

②採用者数と退職者数

（令和3年度）

	採用者数(人)	退職者数(人)
一般部局	39 (25)	30 (32)
市立病院	53 (11)	51 (11)
消防	11 (2)	4 (4)
教育委員会	3 (5)	10 (6)
合計	106 (43)	95 (53)

※()は再任用職員・任期付職員（常勤）で外数

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規採用者および退職者